

議第13号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月23日提出

市会運営委員会

委員長 山下 正 人

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策局」を「デジタル統括本部、政策局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会において継続審査中の事件については、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現行 ）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 政策・総務・財政委員会 11人

デジタル統括本部、政策局、総務局、財政局、会計室、選挙管理委員会、
政策局
人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

（第2号から第8号まで省略）